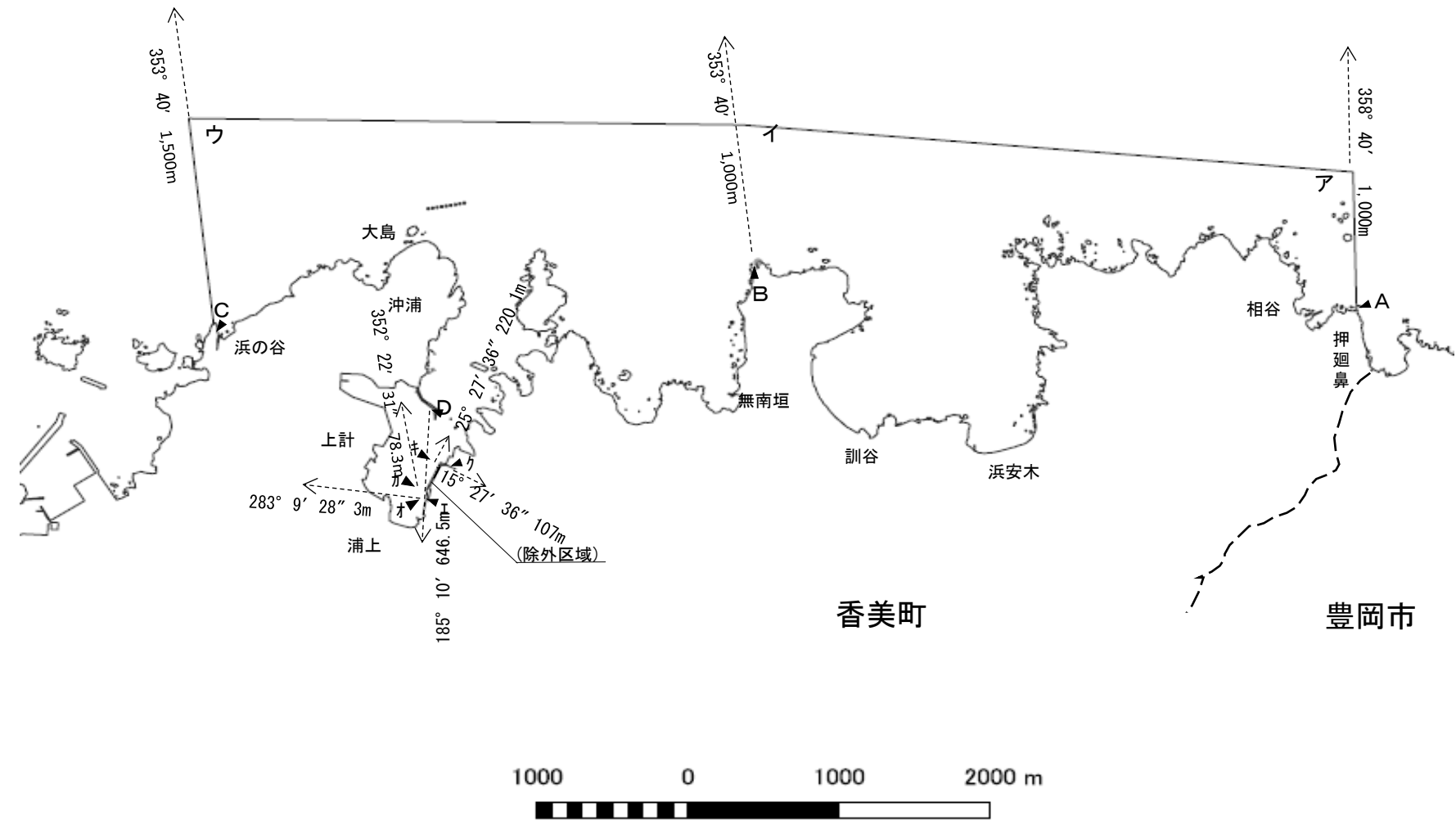


免許番号 共第213号

漁場の位置 美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。  
(除外区域)  
次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端  
(北緯35度39.74分、東経134度43.92分)
  - B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端  
(北緯35度39.92分、東経134度41.29分)
  - C 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷)  
(北緯35度39.68分、東経134度38.91分)
  - D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点  
(北緯35度39.34分、東経134度39.89分)
  - ア Aから358度40分1,000メートルの点  
(北緯35度40.28分、東経134度43.90分)
  - イ Bから353度40分1,000メートルの点  
(北緯35度40.46分、東経134度41.22分)
  - ウ Cから353度40分1,500メートルの点  
(北緯35度40.49分、東経134度38.80分)
  - エ Dから185度10分646.5メートルの点  
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
  - オ エから283度9分28秒3メートルの点  
(北緯35度38.99分、東経134度39.85分)
  - カ オから352度22分31秒78.3メートルの点  
(北緯35度39.03分、東経134度39.84分)
  - キ カから25度27分36秒220.1メートルの点  
(北緯35度39.14分、東経134度39.90分)
  - ク キから115度27分36秒107メートルの点  
(北緯35度39.12分、東経134度39.97分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。  
 注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和 5年 9月 1日免許
共 第213号 漁 場 図

表示

表示番号	漁場		別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
	1	2	いそ刺網漁業		3月1日から10月31日まで				な し
2		いかかご漁業		3月1日から7月31日まで					
		以下余白		以下余白					
海区		但馬海区		免許番号	共 第 213 号			摘要	

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡香美町香住区若松747番地 但馬漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		